

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件 五三
- 計量器の定期検査を実施する件 五三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件 五三
- 福島県教育委員会教育長 五三
- 一般競争入札を行う件 五四

告 示

福島県告示第六百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二日から令和三年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア マツモトキョシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條一四番六ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二二三号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

三 変更した年月日
令和二年六月一日

四 届出年月日
令和二年九月十七日

五 届出をした者
芙蓉総合リース株式会社

届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二日から令和三年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町一一四番ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンドラッグ

代表取締役 才津 達郎

東京都府中市若松町一丁目三八番の一

(変更後) 株式会社サンドラッグ

代表取締役 貞方 宏司

東京都府中市若松町一丁目三八番の一

三 変更した年月日
令和元年五月一日

四 届出年月日
令和二年九月十七日

五 届出をした者
三菱UFJリース株式会社

株式会社ヨークベニマル

届出をした者

三菱UFJリース株式会社

株式会社ヨークベニマル

福島県告示第六百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二日から令和三年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) リコーリース株式会社
代表取締役 瀬川 大介(変更後) リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴

2 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) リコーリース株式会社
東京都江東区東雲一丁目七番二二号(変更後) リコーリース株式会社
東京都千代田区紀尾井町四番一号

三 変更した年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和二年四月一日

大規模小売店舗を設置する者の住所 令和二年六月二十四日

四 届出年月日

令和二年九月十七日

五 届出をした者

リコーリース株式会社

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二日から令和三年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五三

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和二年九月十七日

五 届出をした者

三菱UFJリース株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二日から令和三年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 山 義信(変更後) 株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 上春 俊朗

福島県告示第六百五十三号

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
 - 3 変更した年月日
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和二年一月二十三日
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙書面のとおり
 - 4 届出年月日 令和二年九月二十三日
 - 5 届出をした者 株式会社日和田ショッピングモール
イオンリテール株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)
- 福島県告示第六百五十二号**
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二日から令和三年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和二年十月二日
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二一番地の二ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 山 義信
(変更後) 代表取締役 上春 俊朗
 - 三 変更した年月日 令和二年一月二十三日
 - 四 届出年月日 令和二年九月二十三日
 - 五 届出をした者 株式会社日和田ショッピングモール
(商業まちづくり課)

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和二年十月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡葛尾村	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	十一月四日 午前一時から 午前二時まで	葛尾村村民会館
同 郡富岡町		同 午後二時三〇分から 午後四時まで	富岡町役場
同 郡檜葉町		十一月五日 午前九時三〇分から 午前十一時まで	檜葉町コミュニテイセンター
同 郡川内村		同 午後一時三〇分から 午後四時まで	川内村複合施設 ゆふね
同 郡大熊町		十一月六日 午前九時三〇分から 午前十一時まで	大熊町役場
同 郡浪江町		同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	サンシャイン浪江
二本松市		十一月一日 午前一〇時から 午前十一時三〇分まで	旭住民センター
		同 午後一時三〇分から	新殿住民センター

午後三時まで	二本松市岩代支所	十一月一日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで
午後三時まで	二本松市安達支所	十一月二日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
午後三時まで	同	十一月三日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
午後三時まで	東和文化センター	十一月七日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
午後三時まで	二本松市役所	十一月八日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
午後三時まで	同	十一月九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
午後三時まで	同	十一月二〇日 午前一〇時から

本宮市	安達郡大玉村	右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	十一月二二日から十二月五日まで(火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。)	福島県計量検定所
午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同	十一月二六日から 午前一〇時三〇分 午前一一時三〇分 まで	十一月二七日から十二月五日まで(火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。)	大玉村役場分庁舎	
午前一二時から 午後三時まで	同	十一月二六日から 午前一〇時三〇分 午前一一時三〇分 まで	十一月二七日から十二月五日まで(火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。)	本宮市役所白沢総合支所	
午前一二時から 午後三時まで	同	十一月二六日から 午前一〇時三〇分 午前一一時三〇分 まで	十一月二七日から十二月五日まで(火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。)	本宮市役所	

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月二日から十二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

び同郡葛尾村

(計量検定所)

福島県告示第六百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

岩瀬郡天栄村大字牧之内字膳棚山七、八、一一、一三の三、一五、一六、字久保一から三まで、字長沼道二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町白岩字鶴羽一の一、一の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町駒込字棚橋八四の七から八四の一まで、八四の一三、八四の一六、八五の四三、一四二の一、一四二の四、一四二の五

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町字栗木作五三の一・二三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町字田戸前三一八の五、三一八の七、三一九の二、三二〇の二、三二一の二、三三二の二、三三三の二、三四五の二、三四六、字親ヶ作一五一、一五二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町玉山字屋敷前九九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県教育委員会教育長

(森林保全課)

公告第9号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校無線LAN敷設業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年10月2日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立学校無線LAN敷設業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月26日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去10年以内に、この公告に示した仕様と同等程度の業務の経験を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月29日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課施設財産室

電話024-521-7791

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年10月2日(金)から同月29日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ

(3) その他 郵便により配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年10月16日(金)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和2年11月17日(火) 午前10時

(2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室(福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月16日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Installation of Wireless LAN at Fukushima Prefectural Schools 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 17 November 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 November 2020
- (4) Contact point for the notice: Facilities and Properties Unit, Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7791

(財務課施設財産室)